

延宝五年磐城平藩主「内藤義概家訓」

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学刑事博物館 公開日: 2013-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 神崎, 彰利 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/14717

延宝五年磐城平藩主「内藤義概家訓」

神 崎 彰 利

はじめに

この小稿は延宝五年三月、磐城平藩七万石三代藩主内藤義概の直筆になる義概家訓（以下この家訓を①「義概家訓」という）一巻の紹介である。義概はのちに義泰と称し、家訓は「内藤義泰家訓」として著名であり、古くは明治四三年、黒川真道編『日本教育文庫』家訓篇に「内藤義泰家訓」として、また最近では、平市教育委員会刊行「内藤侯平藩史料」（巻三）所収「内藤侯家訓」と、更により新しくは『日本思想大系』27石井紫郎校注「近世武家思想」に「内藤義泰家訓」として収録されている。右のことから、従来から義泰家訓が近世の武士の思想を考えるうえに重要な性格をもってることがわかる。

当館では磐城平藩内藤家文書を保管しているが、この中に前述の延宝五年三月、内藤義概家訓一巻がある。これは昭和四〇年一〇月に刊行した『内藤家文書目録』（明治大学図書館発行）六五三頁の、第三部 二三別置文書類 御当家印判物 No.二五「御家訓」延宝五年三月 吉 磐城太守藤義概・内藤下野守 一巻」として登録されている。前

述のように、この①「義概家訓」は義概の直筆である。小稿では義概家訓の全体を紹介するに当たり、先学が紹介された二種の「内藤義泰家訓」と対比しながら検討することにした。

一

最初に、現存する家訓についてであるが、管見の範囲によると、これは大別して当館保管家訓と、国立公文書館内閣文庫所蔵家訓の二種からなる。

1 当館保管家訓 ①「義概家訓」一巻 前記義概自筆の家訓である。この卷子には上下左右に薄墨の罫線がある。左右の罫線は3cmの間隔で引かれ、この中に平均して一二字が記されている。内容は前書と条文二三条からなり、最後に義概の署名と、その左に薄青色で横二・七cm、縦一・七cmの矩形の印鑑があり、その中に、右から左へかけ「藤原」の印文がある。この下に直径三・七cmで、花をあしらった黒印があり、上から下へかけて義概の印文がみられる。

②文化四年「内藤家伝」上・下（目録二五一頁三一藩史資料No.二〇）

所収家訓 本書は家臣直井成春・後藤東翁の編さんを、文化四年に家臣神谷貞長が転写したもので、奥書に「此書者秘書ニシテ敢テ不許他見直井成春秘蔵タリシオ密借書写且類縁集群書等ノ記録増補シテノ揮書可」とある、この家伝二冊のうち、下の「六代左京大夫義泰」治世の条に家訓が収められている。

(3)「義泰公伝」(目録二五二頁三一藩史資料 №三八) 所収家訓 本書は、明治末年旧家臣大島氏をはじめた藩史編さんに当たり、歴代当主の事跡を記した「藩史材料稿本」と称されるものである。新しい編さん物ではあるが、特に初代政長以降は多くの古文書が載録され、内容は正確である。義泰治世延宝五年三月の頃に、「家訓二十三章ヲ作り世子義英君ニ賜フ」とあり、これに続いて家訓全文が書されている。底本は「家伝」となっているが、これは前記の文化四年家伝ではなく、また当館の内藤家文書の中にもこれに当たるものはない。

(4)「御家訓」(目録一〇七頁所収 一二法制 №六九) これは墨付二六丁の冊子で、一丁五行・一〇字詰で書かれている。前記「義概家訓」とほぼ近い。書写年代は記されていないが、紙質やまた書体からして近世後期のものといえる。この外、一系譜・家訓 №1〜6 に写し六冊がある。

内藤家文書の中にもみられる家訓は、右の四種であるが、内容は(1)「義概家訓」(3)「義泰公伝」所収家訓と(4)「御家訓」が同一で、(2)「内藤家伝」所収家訓がこれとはかなりの差異がある。

2 内閣文庫所蔵家訓 内閣本には二種がある。

(1) 戸田氏栄編「警箴叢集」所収の「内藤義泰家訓」一卷 戸田氏栄は幕府の勘定奉行次席や浦賀奉行を歴任し『朝野旧聞冥藁』選修者の一人である。

(2) 文化四年「内藤家伝」(上・下) 所収家訓 この「家伝」は、前記内藤家文書の(2)文化四年「内藤家伝」を更に文政十二年頃に転写したものである。

以上が管見の限りにおける義概家訓の諸本であるが、これをごく大まかに通覧すると、家訓の内容は、内藤家文書中(1)「義概家訓」・(3)「義泰公伝」所収家訓・(4)「御家訓」の系統と、もう一つは内藤家文書の(2)「内藤家伝」ならびに内閣本「内藤家伝」、内閣本「警箴叢集」所収家訓の二系統に分けられ、両者の間には幾つかの相異がある。たとえば、作成年次にしても、前者が延宝五年三月、後者が延宝五年五月になっている。こうしたことの実例は後で詳述するとして、次に既に刊行されている三種の家訓についてふれておきたい。

前述のように、義概家訓はまず明治四三年、黒川真道等の編さんによる『日本教育文庫』家訓篇に「内藤義泰家訓」一卷として載録された。底本になったのは、前記内閣文庫所蔵の戸田氏栄「警箴叢集」である。この家訓篇には多くのものが収められているが、このうち「義泰家訓」をはじめ「土井利勝遺訓」・「戸田氏鉄家訓」・「板倉重矩遺書」をはじめ一二家の家訓・遺訓はすべて「警箴叢集」が底本になっている。

右の『日本教育文庫』に次ぐのが、昭和三十六年福島県平市教育委員会刊行『内藤侯平藩史料』(全六巻)の巻三にある「内藤侯家訓」

である。この史料集は、前述した藩史編さん時に作成された「藩史料草稿」の成本を活字化したものであるが、家訓は「義泰公伝」の中に収められている。前にも記したように、これは、ある「家伝」からとっている。現在までに刊行された家訓の中では、義概自筆家訓に最も近いが、それでもわずかな差異が認められる。家訓の終りの「磐城大守藤義概」の署名の下に「一本に藤ノ下ニ原ノ字アリ」と注が記されているが、これから察すると、本書に裁録された系統の家訓が存在したことになる。なお、当館には「藩史料」の草稿は伝わっていない。その成本はない。

家訓のごく最近の活字化で、また研究上広く周知させたのは、既述した昭和五七年『日本思想大系』27石井紫郎校注「近世武家思想」所収の「内藤義泰家訓」である。石井氏は、前記内閣文庫本「内藤家訓」所収の家訓を底本とし、日本教育文庫の底本となった「警箴叢藁」の家訓で校合された。

これまでに刊行された義泰家訓をみると、およそ右のようになる。前に現存する諸種の家訓が二系統に分かれたと同じく、刊行された家訓も「内藤侯平藩史料」所収家訓と、「日本教育文庫」・「近世武家思想」所収家訓との二つに分けられる。明治三十七年に『日本教育文庫』ではじめて刊行されてから現在まで「義泰家訓」と称され、歴史研究の史料として利用されてきたのは後者の家訓である。このへんのことを念頭におきながら、以下小稿では義概自筆(1)「義概家訓」の全文を紹介したい。

二

前に、義概家訓には二系統があることを明示した。一つは、右の義概自筆本(1)「義概家訓」と「義泰公伝」所収家訓である。この両者を比較すると、ごくわずかなところを除き、後者は自筆本に忠実である。この底本がある種の「家伝」によっていることは、明治末年の藩史編さん時にも義概自筆本の閲覧は許されなかったことを意味している。もう一つ系統は、内閣文庫本の文化四年直井成春筆を後に神谷貞長が伝写した「内藤家伝」の系統である。この系統は、「内藤家伝」―「警箴叢藁」と続き、前者の「内藤家伝」||石井紫郎氏校注「内藤義泰家訓」(『日本思想大系』27「近世武家思想」所収)、「警箴叢藁」||黒川真道等編『日本教育文庫』(家訓篇)「内藤義泰家訓」へと続く。前にも述べたが、右の二書のうち石井氏校注「内藤義泰家訓」は教育文庫本を校合に用いているので、現在義泰家訓は石井氏校注の家訓を代表例として差支えはない。そこでまず、義概自筆本を基準として石井氏校合本をあげると次のようである。

(1) 「義概家訓」

(2) 「義泰家訓」

左京大夫義泰代延宝五丁巳年夏被定

家訓

奉対

家訓

大君朝自先祖聊無不忠悌汝

奉対大君期自先祖聊無不忠悌汝

義英常思此意銘心刻骨假

令及世交真懷別心而辱家

名亦可抽丹忠条々

(1)

一身ハ父母之遺體孝者百行

之本故逆親輩於人倫遠矣宜

以順親為專一兄弟連氣同胞

宜恭兄愛弟事

義英常思此意銘心刻骨假

令及世交真懷別心而莫辱家

名亦可抽忠誠条条

(1)

一居城者其国其境目為要害

所領被下也全非私屋室

然猥不成別墅山莊營

第一城郭無破壞常々堅固可相

守事

(2)

一身ハ父母之遺體孝ハ百行

之本也故逆親輩ハ於人倫遠矣宜

以順親為專一兄弟連氣同胞

宜敬兄弟事

樣相待可然事

(3)

一清平之 御代蔭襲家之奉

公者參勤之期及朔望季ハ佳

節之朝禮耳右非大病大故

則莫怠惰不可及延引事

一家來加慈愛可召仕之経曰罰

疑則輕死罪之疑者必止斬

罪令追放自夫輕科者ハ今閉

門或ハ詞責總大小

臣僕真實忠節之思入在之

樣相待可然事

(4)

一清平之御代蔭襲奉

公者參勤期及朔望或ハ佳

節朝札年右非大病大故

則莫懈怠不可及延引事

前事

(5)

一入漆器黒入丹器赤人之善

惡在交友不可馴近耽遊樂勸

酒色之人可相接正直篤實之

人家臣之親疎又可為同

前事

(6)

一古賢訓子怙以勤謹二字為

專要夙興夜寐可勵弓馬学

文且研新家政儲客或成

賓當計考從者之心極為長座

可到人定鐘但祝賀燕會之

時可為人並接人之法可慙慙

不被慢温和放埒事

(4)

一入漆器黒入丹器赤人之善

惡在交友不可馴近耽遊樂勸

酒色之人可相接正直篤實之

人家臣之親疎亦可為同

前事

(5)

一居城者其国其境目為要害

所被領下也全非私之屋室

然者叻不成別墅山莊之飭

城郭無破壞常々堅固可相

守事

(6)

一古賢訓子怙以勤謹二字為

專要夙興夜寐可勵弓馬学

文且研新家政成儲客或成

賓當計考從者之心極為長坐

不可到人定鐘但祝賀燕會之

時可為人並接人之法可慙慙

莫被慢温和莫放埒事

(7)

一牝鷄之晨家之禍也外事不

可告婦人莫因內緣而賞

罰諸士家老面々亦可心得此

旨事

(8)

一昔良臣詞云木從繩則正后

從練訓則聖須從忠練敢莫引

不好者之例取無道之喻拒塞

練爭之路進逆耳之言人真

謀主君之身雖非氣合強而

可親近順旨諂諛儕專志

己榮利雖為氣合強而可疎

遠是自古治法第一事

(9)

一恩賞刑罰兼士之進退用捨

政之大體也家老用人之外絶而

不可聞知若有非其職而妄

言者必可為追放又以一人之

愛憎不可枉法事

(10)

一郡政之義作別紙ヶ条家老

(7)

一牝鷄之晨家禍也外事不

可告婦人莫因內緣而賞

罰諸士家老面々又可心得此

旨事

(8)

一昔良臣詞曰木從繩則正后

從練訓順從忠練敢莫引

不好者之例取無道者之喻拒塞

練爭之路進逆耳之人ハ真

謀主君之身雖非氣合強而

可親近順旨諂諛儕專志

己榮利雖為氣合強而可疎

遠是自古治法第一事

(9)

一恩賞刑罰兼士之進退用捨

政之大体也家老用人之外絶而

不可聞知若有非其職而妄

言者必可為追放亦以一人之

愛憎不可枉法事

(10)

一郡政之義作別紙ヶ条家老

用人申渡之間其方不可漫

變亂若於有可改替右之役

人寄合可僉議凡僉議不殘

心底雖甚論諍皆是主之為也

莫毛頭挾意趣不可立一人之了

簡事

(11)

一家老用人之面々可盡心改法下之

評議相濟之後様子委細告主

人可承其下知主之意善則從

是不善則千回萬返可告正不

可惶主之怒不助非道事

(12)

一以文武之道能教家之子撰舉

其才依他人之口入不可召置無

用之侶事

(13)

一領内漸々致貯米可救水旱

之災其他可儲軍用之藏金

是亦治國忠上先務也可禁

無益之費事

用人申渡之間其方不可慢

變亂若於有可改替右之役

人寄合僉議不殘

心底雖甚論諍皆是主人之為也

莫毛頭挾意趣不可立一人之了

簡事

(11)

一家老用人之面々可盡心改法下之

評議相濟之後様子委細告主

人可承其下知主之意善則從

之千問万返可告正不

可惶主之怒助非道事

(12)

一以文武之道能教家子撰舉

其才依他人之口入不可召置無

用輩事

(13)

一船遊者非貴人公子之誘引乎

一門尊宿之列坐乎為身叨

海川之逍遙堅無用之事

(14) 一江戸上屋鋪者

東照宮閔東御草創之節先主

家長直務令拝領之地也其上

故將軍家入御及四度最所為光

榮也閔東御繁昌之間者必不可

移替事

(15)

一船遊者非貴介公子之誘引乎

一門尊宿之列座乎為自身叨

海川逍遙堅無用之事

(14) 一領内漸致貯米可救水旱
災其他可儲軍用之藏金

是又治國忠上之先務也可禁

無益之費事

(15)

一愚昧賤役之小人利口多言之悞人

必為政事害必為好人障古今危困

家者也

宜遠之凡居士之上者非知人万事

壞崩也大抵孝弟者本立故必忠

上須賞美召仕在家不順者雖阿

權勢而一旦似善終必不忠可懲

戒事

(16)

一世祿七万余石嫡々可相守莫滅

一所一粒某婦老之節新田其

外有余之田畠不殘可讓其方豈

有相連汝讓嫡子之時又宜如

斯若有庶子別得官仕幸也否

(16)

一愚昧賤役之小人利口多言之悞人

必好人之障古今危困家者也

宜遠之凡居士之上者非知人萬事

壞崩也大抵孝弟者本立故必忠

上須賞美召仕在家不順者雖阿

權勢而一旦似善終必不忠須懲
戒事

(17)

一世祿七万余石嫡々可相守莫滅

一所一粒某婦老之節新田其外

有余之田畠不殘可禪其方豈

有相連汝讓嫡子之時亦宜如

斯若有庶子別得官仕幸也否

乃可致下臣萬一無實子可養

同姓之子不可雖近然立他姓事

(18)

一國家以民人為至寶云當撰進

善良而安民也并某家持傳財

寶別冊目錄附與之条非而人

民勿叨失之子々孫々家脉相統

之證可傳受總而人之珍器重宝

莫乞求之但藥法草木之類各

別之事

(18)

一婚姻之媒口論之扱停止之若有

不得已之義制外之事

乃可致下臣萬一無實子可養
同姓之子不可雖近然立他姓事

(17)

一國家以民人為至宝云當撰進

善良而安民也并某家持傳財

寶別冊目錄附與之条非為人民

勿叨失之子々孫々家脉相統

之証可傳受總而人之珍器重宝

莫乞求之但藥法草木之類者各

別之事

(18)

一婚姻之媒口論之扱停止之若有

不得已之儀制外之事

(18)

一酒雖淡洽合飲物然大酒放逸

古今亡家滅身根抵也是以長

酒堅禁制之事

⑳

一酒雖澆洽合歡物然大酒放逸
古今衰家滅身之根抵也是以長
酒堅禁制之事

㉑

一傀儡猿樂一切亂舞之者ハ酒宴
遊興之梯也且和漢共為賤
役之不與士相列坐不可睦

㉒

一傀儡猿樂一切亂舞之者酒宴
遊興之梯也且和漢共為賤
役之不與士相列坐則不可睦

㉓

一妓女頑童之戲遊水敗之荒士之有
志者猶
深戒之矧大將乎堅禁止事

近狎語事

㉔

一妓女頑童之戲士之有志者猶
深戒之矧大將乎堅可禁止事

㉕

一縱雖為立身不義無禮僭上
之働其方ハ勿論也子孫迄訓伝可

禁断事

㉖

一縱雖為立身不義無禮僭上
之働其方勿論子孫迄訓傳可
禁断事

㉗

一江戸桜田之宅地者往昔從東照宮
先主
家長御直所令拝領也至某住居既
四代也倣朱陳古関東御繁昌間者
不宜移他所事

右二十二條敬可相守始終

惟一誓言 神祇明鑑莫

右二十三條敬可相守始終

惟一誓言神祇明鑑莫

背違自昔以不改父之改

與父之臣為孝子是乃孝

行忠節之道也就中嗜文

武肝要也莫慢聖顯武

尊經書乃其教皆家訓也

勿為雜學志義勇乃其働皆

忠順也勿為暴虐家老用人

近習之者又右之旨相心得正己

守道有子孫戾此訓可委

身練爭若於不然者貧祿

媚時而陷主不義也雖幸免

然可為對某不忠之罪人者也

磐城大守藤義概

延寶五年三月吉旦

㊦

㊧

内藤下野守殿

背違自昔以不改父子之改

与父之臣為孝子是則孝

行忠節道也就中嗜文

武肝要也莫慢聖顯武

尊經書則其教皆家訓也

勿為雜學忠義勇乃其働皆

忠順也勿為暴虐家老用人

近習之者又右之旨相心得正己

守道有子孫戾此訓可委

身練爭若於不然者貧祿

媚時而陷主不義也雖幸免

然可為對某不忠之罪人者也

延寶五丁巳年五月

三

次に各条文を対比してみるが、ここでも便宜上、従来の「義概家訓」とは別に、石井氏校注本を(2)「義泰家訓」とする。またこの(2)「義泰家訓」の底本になった家伝所収の家訓を「家伝」と略省し、以下各条文をとりあげる。

まず全体的なこととして家訓の名称であるが、従来の諸本や刊行本ではすべて「義泰家訓」としている。この点は前にも述べたように、家訓作成時は義概であるから正しくは義概家訓とすべきである。義概が義泰に改めたのは家訓制定七年後の貞享元年であり、翌二年義泰は六十七才で没している。また作成年次をみると、(1)「義概家訓」は「延宝五年三月吉日」、(2)「義泰家訓」は「延宝五年丁巳年五月」とある。更に全条文数も両者とも二二か条ではあるが、しかし各条数にはかなりの変動がある。この点をみやすくするため、(1)「義概家訓」の個条を基にしてみると次のようになる。

- 「義概家訓」 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23
- 「義泰家訓」 2 3 4 5 1 6 7 8 9 10 11 12 13 15 16 17 18 19 20 21 22

すなわち(1)「義概家訓」に対して、(2)「義泰家訓」第一条・第二三条が大きく移動しているため、条数が一致するのは第六条と第二二条までとなっている。このように、制定年次から条数に相異があるが、内容についてもまた同様なことがみられる。以下相異なる所に・を付したが、まず前書からみてみよう。

(1) 「義概家訓」

家訓

奉対

大君朝・自先祖聊無不忠悖汝

義英常思此意銘心刻骨假

令及世変莫・懷別心而辱家

名弥可抽丹忠条々

(2) 「義泰家訓」

左京大夫義泰代延宝五丁巳年夏被定

家訓

奉対大君期・自先祖聊無不忠悖汝

義英常思此意銘心刻骨假

令及世変懷別心而莫辱家

名弥可抽忠誠条条

まず第一の差異は、(1)「奉対」が一行に記されているのに対し、(2)は「奉対：悖汝」までを続けている。これは、次の文言が(1)「大君朝」すなわち將軍家の治世に続くから、(2)「奉対：悖汝」と続いてはいけない。この点よりも更に重要なこととして、(1)「大君朝」が(2)「大君期」とあるが、これは以下の読みに大きな、そして重要な違いを将来している。すなわち、「奉_レ対_ニ大君朝_一」と一節を区切るべきところ、(1)「朝」が(2)「期」となると「奉_レ対_ニ大君期_一」自_ニ先祖_一聊無_中不忠_レとなる。「家伝」でも「朝」とするが、「警箴叢書」から教育文庫本そして石井氏校注本の順によってこれが「期」となったといえる。この外に前書の(1)「假令及世変莫懷別心而辱家名」が、(2)では「別心而莫_レ」とあり、読みでも、(1)「假令及世変_ニ、莫_レ懷_ニ別心_一而辱_中家名_レ」が、(2)「假令及世変_ニ、懷_ニ別心_一而莫_レ辱_中家名_レ」、また(1)「弥可抽丹忠条々」を(2)「弥可抽忠誠条条」としている。

次に第一条になるが、(1)「義概家訓」と(2)「義泰家訓」の条文では不一致のところが多いことは既に述べた通りである。そのためここで

は、(1)「義概家訓」の条数に(2)「義泰家訓」の条文を合せ、特に大きな違いの字句や読みを除き、その他は単に対比するに止めておきたい。なお、一打ちの右に附した算用数字は両者の条数である。また、(1)・(2)の違いをみやすくするため、条文の次はその事例をあげておく。

第一条

(1)

一身ハ父母之遺體孝者百行
之本故逆親輩於人倫遠矣宜
以順親為專一兄弟連氣同胞
宜恭・兄愛弟事

(2)

一身ハ父母之遺體孝ハ百行
之本也故逆親輩ハ於人倫遠矣宜
以順親為專一兄弟連氣同胞
宜敬・兄愛弟事

*百行之本故

*宜恭・兄

*百行之本也故

*宜敬・兄

第二条

(2)

一家頼・加慈愛可召仕之経言
罪疑則輕死罪之疑者必止斬
罪令追放自其・輕科者令閉
門或以詞責之可也・捲而大小
臣僕真實忠節之思入有之
様相待可然事

(3)

一家来・加慈愛可召仕之経曰罰
疑則輕死罪之疑者必止斬
罪令追放自夫・輕科者ハ令閉
門或ハ詞責・總大小
臣僕真實忠節之思入在之
様相待可然事

*家頼

*経言

*家来

*経曰

第三条

(3)

一清平之 御代陸襲家之奉
公者參勤之期及朔望季・八佳
節之朝禮耳・右非大病大故
則莫怠惰・不可及延引事

(4)

一清平之御代陸襲奉
公者參勤期及朔望或ハ佳
節朝礼年・右非大病大故
則莫懈怠・不可及延引事

*自其

*自夫

*或ハ詞責之可捲而

*或ハ詞責総

ここでの大きな違いは最後の文章で、(1)に対し、(2)では単に「或ハ詞責総」で終っており、これでは義概のいう意は通らない。

前述した前書の「奉対」から「大君」が改行されているように、この第三条(1)「清平之 御代」が一字欠字にしているが、(2)ではこれを続けて、幕府治下平和の治世の意であるから欠字にすべきである。この外大きな差異は次の通りである。

*陸襲家之奉公者

*陸襲奉公

*參勤之期及朔望季・八佳節之朝礼耳

*參勤期及朔望或ハ佳節朝礼年

*怠惰

*懈惰

右のうち(1)「陸襲家之奉公者」が、(2)では「家之」が欠除している。(2)「陸襲奉公」では封建社会における家の意識が稀薄になっている。また(1)「朔望季八佳節」は、朔日一日、望日十五日、季八日二十八日、佳節日五節句であるのに、(2)では、一日、十五日、或ハ五節句」となる。(1)「季八」が(2)「或ハ」と大きく違っている。また(1)「朝禮耳」

「朝礼のみ」が、(2)「朝礼年」の「朝礼の年」との相異がある。最後の「則ち懈怠すること莫く」となっている。

第四条

- (4) 一入漆器黒入丹器赤人之善
(5) 一入漆器黒入丹器赤人之善

悪在交友不可馴近耽遊樂勸

悪在交友不可馴近耽遊樂勸

酒色之人可相接正直篤實之

酒色之人可相接正直篤實之

人家臣之親疎可為同

人家臣之親疎又可為同

前事

前事

この条文はこれまでの諸条と異なり、(1)・(2)共全く変るところがない。

第五条

- (5) 一居城者其国其堺目為要害
(1) 一居城者其国其境目為要害

所被預下也全非私之屋室

所預被下也全非私屋室

然者叨不成別墅山庄之筋

然猥不成別墅山庄營

城郭無破壞常堅固可相

第一城郭無破壞常々堅固可相

守事

守事

前述のように、(1)「義概家訓」第五条が、(2)「義泰家訓」では第一

条にくるといふ大きな違いがある。文章と字句は次の通りである。

*堺

*境

*然者叨

*然猥

*山庄之飾

*山莊營

*城郭無破壞

*第一城郭無破壞

本条の(1)「其堺目」に対し、(2)では「境目」、また教育文庫本では「境目及」としている。最も大きな違いはこの後の文章で、(1)「山庄之飾」を(2)「山莊營」にしては意が違ってくるし、また(1)「城郭」へ

(2)「第一城郭」と第一が附されて文意が強張されている。読みとしては、(2)「居城者其国其境、目為要害所預被下也」とあるが、これは「居城者、其国其堺目為要害被預下也」となる。この第六条は、

所領は私のものでなく、將軍から預ったもの、という大名の所領觀念を述べた著名な条文の一つである。教育文庫本では「其国其境目及要害所領被下也」とある。

第六条

前述のように、第六条(第一二条までは(1)・(2)共条数は一致して

る。第六条は次のようであるが、内容は大きく違ふところはない。

- (6) 一古賢訓子怙以勤謹二字為

- (6) 一古賢訓子怙以勤謹二字為

專要夙興夜寐可勵弓馬学

專要夙興夜寐可勵弓馬学

文且研新家政或儲客或成

文且研新家政或儲客或成

賈当計考從者之心極為長坐

賈当計考從者之心極為長座

不可到人定鐘但祝賀燕會之

可到人定鐘但祝賀燕會之

時可為人並接人之法可慙慙

時可為人並接人之法可慙慙

莫被慢温和莫放埒事

不被慢温和放埒事

莫被慢温和莫放埒事

不被慢温和放埒事

*研新

*不可到人定鐘

*可慙莫被慢温和莫放埒事

*研新

*不可到人定鐘

*可慙不被慢温和放埒事

埒事

右の違ひは、(1)「可_レ勵_ニ弓馬学文、且研_ニ新家政_ト」(2)「可_レ勵_ニ弓馬学文、且研_ニ家政_ト」、(1)「可_レ慙莫被_レ慢、温和莫_レ放埒_ト事」(2)「可_レ慙、不被_レ慢_ニ温和放埒_ト事」との差異になる。

第七条

(7)

一牝鷄農家之禍也外事不

可告婦人莫因内縁而賞

罰諸士家老面_ト又心得此

旨事

(7)

一牝鷄之農家禍也外事不

可告婦人莫因内縁而賞

罰諸士家老面_ト又可得此

旨事

この第七条に関しては全く差異がない。

第八条

(8)

一昔良臣詞云木從繩則正后

從練則聖須從忠練敢莫引

不好者之例取無道之喻拒塞

練争之路進逆耳之言人真

謀主君之身雖非氣合強而

可親近順旨諛諛儕專志

(8)

一昔良臣詞曰木從繩則正后

從練則從忠練敢莫引

不好者之例取無道者之喻拒塞

練争之路進逆耳之人ハ真

謀主君之身雖非氣合強而

可親近順旨諛諛儕專志

己采利雖為氣合強而可疎

遠是自古治法第一事

第八条も、(1)「詞云」・(2)「詞曰」、(1)「耳之言人」・(2)「耳之人ハ」

の二か所であるが、後者の場合は前文から続いて(1)「進_ニ逆_レ耳之言人」(2)「進_ニ逆_レ耳之人ハ」と変ってくる。

第九条

(9)

一恩賞刑罰兼士之進退用捨

政之大體也家老用人之外絶而

不可關知若有非其職而妄

言者必可為追放又以一人之

愛憎不可枉法事

*不可關知

*追方亦

(9)

一恩賞刑罰兼士之進退用捨

政之大體也家老用人之外絶而

不可關知若有非其職而妄

言者必可為追放亦一人之

愛憎不可枉法事

*不可關知

*追方亦

第九条は右の二点であるが、(1)「關知」が(2)「關知す」となる。次の亦・又は、(1)では殆んど亦を用いている。

第十条

(10)

一郡政之義作別紙ケ家老

用人江申渡之間其方不可漫

變亂若於有可改替右之役

人寄合可僉議凡僉議不殘

(10)

一郡政之義作別紙ケ家老

用人申渡之間其方不可慢

變亂若於有可改替右之役

人寄合僉議不殘

心底雖甚論諍皆是主之為也
莫毛頭挾意趣不可立一人之了

簡事

*用人江申渡

*人寄合可僉議凡僉議不殘

右のように、第十条では後者の違いが大きく、(1)「凡僉議」が(2)では全く欠除している。したがって、(1)「右之役人寄合可僉議」、凡僉議不殘「心底」となるを、(2)「右之役人寄合可僉議」、不殘「心底」となり、義概のいうところが大きく変っている。

第十一条

(1) 一家老用人之面と可盡心政法下之 一家老用人之面々可尽心政法下之
評議相濟之後様子委細告主 評議相濟之後様子委細告主

人可承其下知主之意善則從
是不善則千回萬返可告正不
可惶主之怒不助非道事

*是不善則千回萬返

*怒不助

本条では(1)「是不善則」のうち、不善則が(2)では欠除している。そのため義概が、「主之意善則從是、不善則千回萬返」というを、(2)「主之意善則從之、千回萬返」となり、何を千回萬返するか主意が無くなっている。なお千間が教育文庫本では千間になっている。次の(1)

心底雖甚論諍皆是主人之為也
莫毛頭挾意趣不可立一人之了

簡事

*用人申渡

*人寄合僉議不殘

第十三条

第七条から第十二条までの条文は一致していたが、第十三条以後は(1)「義概家訓」と(2)「義泰家訓」とでは再度不一致となる。(1)第十三条は、(2)第十四条となるが、内容は次のようである。

(3) 一領内漸と致貯米可救水旱
之災其他可儲軍用之藏金
是亦治国忠上先務也可禁
無益之費事

*漸と

*水旱之災

(4) 第十四条
内容の相異は右の二点である。

「怒不助」・(2)「怒助」は、(1)「不可惶主之怒不助非道事」
(2)「不可惶主之怒助非道事」となる。

第十二条

(12)

一以文武之道能教家之子撰挙
其才依他人之口入不可召置無
用之侶事

用之侶事

*無用之侶事

第十三条
第七条から第十二条までの条文は一致していたが、第十三条以後は(1)「義概家訓」と(2)「義泰家訓」とでは再度不一致となる。(1)第十三条は、(2)第十四条となるが、内容は次のようである。

(4) 一領内漸致貯米可救水旱
災其他可儲軍用之藏金
是又治国忠上之先務也可禁
無益之費事

*漸と

*水旱災

(2)

一江戸上屋鋪者

東照宮関東草創之節先主

家長直務令拝領之地也其上
故將軍家入御及四度最所為光

榮也関東御繁昌之間者必不可
移替事

一江戸桜田之宅地者往昔從東照宮

先主

家長御直所令拝領也至某住居既
四代也倣朱陳古関東御繁昌間者

不宜移他所事

(1)第十四条が、(2)では最終の第二十三条にと大きく入れ変っている。

そしてまた、内容もこれ迄の諸条に比べて著しく相異している。たと
えば(1)東照宮と故將軍家で改行されているのが、「家伝」では東照宮
を改行はしたものの故將軍家が欠除し、教育文庫本以降右の改行は処
理されていない。この外一行目の(1)「江戸上屋鋪」(2)「江戸桜田之
宅地」と改変していることを始めとして、その他でも(1)の義概の表現
が(2)では全く別人のものものに如くに改まっている。(2)の底本となった
「家伝」がどうしてこのようにしたのか理解に苦しむ。

第十五条

(15) 一船遊者非貴介公子之誘引乎

一門尊宿之列座乎為自身叨

海川逍遙堅無用之事

第十六条

(16) 本条では(1)「貴介」・(2)「貴人」、(1)「列坐」・(2)「列座」の違いがある。

(13)

一船遊者非貴人公子之誘引乎

一門尊宿之列坐為身叨

海川之逍遙堅無用之事

(15)

一愚昧賤役之小人利口多言之佞人

必好人之障古今危国家者也

宜遠之凡居士之上者非知人萬事

壞崩也大抵孝弟者本立故必忠

上須賞美召使在家不順者雖阿

權勢而一旦似善終必不忠須懲

戒事

一愚昧賤役之小人利口多言之佞人

必為政事害必為好人障古今危国

家者也

宜遠之凡居士之上者非知人萬事

壞崩也大抵孝弟者本立故必忠

上須賞美召仕在家不順者雖阿

權勢而一旦似善終必不忠可懲

戒事

* 必好人之障

* 召使

* 必不忠須懲戒事

大きな違いとしては、(2)には(1)にない「必為政事害必為」が加へら
れている。

以下の諸条では、第十七条(1)「禪」・(2)「讓」、第十八条(1)「脉」・

(2)「脈」、第二十条(1)「喪」・(2)「亡」の差がある。第二十二條では(1)

「妓女頑童之戲士之有志者」・(2)「妓女頑童之戲遊水敗之荒士之有志者」

と、「水敗之荒士之有志者」が付されている、最後の第二十三條で

は、(1)「其方勿論子孫迄」が、(2)「其方ハ勿論也、子孫迄」と「也」

が加へられここで文章を切っている。

家訓は以上の第二十三條で終るが最後に奥書をあげておく。

右二十二條敬可相守始終

右二十三條敬可相守始終

惟一誓言 神祇明鑑莫

背違自昔以不改父之政

興父之臣為孝子是乃孝

行忠節之道也就中嗜文

武肝要也莫慢聖黷武

尊經書乃其教皆家訓也

勿為雜學志義勇乃其働皆

忠順也勿為暴虐家老用人

近習之者又右之旨相心得正己

守道有子孫戾此訓可委

身練爭若於不然者貧祿

媚時而陷主不義也雖辛免

然可為對某不忠之罪人者也

磐城大守藤義概

延寶五年三月吉旦 ㊦

内藤下野守殿

*右二十二条

*孝子是乃孝行

*尊經書乃其教

惟一誓言神祇明鑑莫

背違自昔以不改父子之政

与父之臣為孝子是則孝

行忠節道也就中嗜文

武肝要也莫慢聖黷武

尊經書則其教皆家訓也

勿為雜學志義勇乃其働皆

忠順也勿為暴虐家老用人

近習之者又右之旨相心得正己

守道有子孫戾此訓可委

身練爭若於不然者貧祿

媚時而陷主不義也雖辛免

然可為對某不忠之罪人者也

延寶五丁巳年五月

*右二十三条

*孝子是則孝行

*尊經書則其教

(1)・(2)の違は右のようであるが、どういふことか義概は条数を二十二条としている。これは今までみてきた条文でわかるように、明らかに義概の誤りである。この外教育文庫本では、(1)「忠義勇其働皆忠順

也」を「傲雖」、(1)「其率免」を「免率免」としている。奥書の最後にには義概署名と二つの印、年次と「内藤下野守殿」とあるが、(2)と教育文庫文では、前述のように年次が(1)「延寶五年三月吉旦」が「延寶五丁巳年五月」となり、義概署名と二つの印が欠落している。

以上、(1)「義概家訓」と(2)「義泰家訓」の逐条対比をしてきたが、結果として、従来刊行されてきた(2)「義泰家訓」を無批判に利用するのは必ずしも正確でないことは明らかになったと思う。そこで問題は、これまで見てきたような相異がどうして将来したかということである。この点の前に家訓の系統をみたときに既に指適したが、淵源はこれ迄の二種の刊行本が直井成春秘蔵とされた「家伝」によったところにある。直井氏は内藤家の家臣であるが、この「家伝」は内藤家文書の中に現存する多くの家伝類と比較して特にすぐれたり、また特徴的なところも見当たらない。ただ他の家伝類と異なるのは、家訓がここに収録されているということである。近世の内藤家文書群の中で、家伝に家訓が記録されたのはこれ以外にない。義概自筆になる(1)「義概家訓」を実際に見ることなどは、当時の社会においては当抵考えられることではないし、明治末年藩史編さん事業の時も現実には見られなかった。したがって、ある時期までは「家伝」所収の家訓が唯一の底本になったのはむしろ当然のことである。そこで最後に問題となるのは、「家伝」の筆者直井成春はどのようなものから家訓をここに記録したのかということであるが、残念ながらこれを証する材料は今のところ不明である。

四

最後に、義概が家訓を世子義英に与えた当時の磐城平藩の情勢について少しふれておきたい。

義概は磐城平藩三代目の藩主である。父の二代忠興は、知行制の確立、領内総検地、そして農政の改制などを行い、藩体制は忠興治世で確立した。しかしその末年、寛文六年一二月の藩札発行で象徴されるように、藩財政困窮は顕在化し、藩政も藩主専断から家臣合議制へと移行した。こうした点については既に拙稿「磐城平藩確立期の政策」(明治大学内藤家文書研究会編『譜代藩の研究』所収)で詳述したところである。

寛文一〇年一二月、二代藩主忠興は隠居し、義概が三代藩主に就任したが、義概は既に五二歳であった。忠興の藩政専断とは对象的に、義概は藩主就任と同時に児小姓松賀族之助を組頭に任命、財政をとりしきる「惣本^レ」¹¹金穀本締とし、藩政は松賀氏の主導となった。義概の藩政執行からの遊離である。義概は平藩主とは別に、文人として著名である。早くから和歌・俳諧の道に入り、号を風虎とし、花沾と称し、北村季吟と交わり、俳壇の有力な保護者であった。後水尾天皇の勅により「左京大夫集」八巻をつくり、また和漢の書の蒐集と「贖庫」の蔵書印でも知られている(臼井信義「延岡内藤家と其史料」「駿台史学」一四号)。忠興専制による藩体制確立の後をうけ、好學の心と更に高齡による藩主就任、こうしたことが相まって義概は藩政から遠ざかったのであろう。

延宝二年一〇月、隠居忠興が八三歳の高齡で死去した。忠興は寛文末年から老齡のため現実には藩政に關っていないが、しかし松賀氏の権勢はこれを契機に更に進んだ。延宝四年八月、各部署へ一勢に役所定書が布達され、財政の根幹である「御金元御定之事」ではすべて松賀氏の指示とその判形による実施が定められた。義概が家訓を制定したの、翌年の延宝五年三月のことである。

義概は家訓二三条で多くのこと世子義央にいつている。まず前書で、幕府への絶対的な忠誠をいい、以下孝は百行の基であること、家臣の忠節の進め、領主と家臣との身分秩序の明確化、所領は幕府からの預り地との考え、そして治政は忠練に従い、耳に逆う忠言をいう者は真に主君の身を思つてのことであり、利口多言の佞人は国家を危うくするともいつている。藩政から後退したとはいえ、義概は一國の藩主である。学識のある義概に、松賀氏の横専がわからないはずはないし、単なる美辞麗句をもって家訓を制定したのでなからう。現実に進展している藩政を、一步後退したところから、しかも冷たく直視し、次を担う世子義央へ全うな治政を託したのが義概家訓であろう。

家訓制定後、義概治世中の平藩に大きな騒動が発生した。一つは、延宝七年三月の浅香十郎左衛門一件と、もう一つは翌延宝八年二月の御小姓騒動一件と称される騒動である。

最初の延宝七年三月浅香十郎左衛門一件は、義概の跡目相続をめぐつて起きた。義概には三名の男子があり、長子義邦は寛文五年に早世し、跡目は次子義央と決まっていた。義央は明暦元年五月、義概と前

夫人（播播国明石藩七万石松平山城守忠国娘）との間に生まれた。三子義孝は、寛文九年五月、義概後室（三条左大臣秀実娘）との間に生まれたが、後室はその三か月後に死去した。義概跡目は当然義央が継ぐ立場であり、それ故に延宝五年に家訓を義央に与えたのである。

この二年後の浅香氏一件は、まず義央が家督相続を辞退し、異母弟の義孝にこれを譲ろうとしたことから起きた。これに更に、松賀氏が妾腹の子内藤大藏を跡目に立て、藩は紊乱の極に達した。この間、真偽俗説何かと入乱れた話しが伝わる。浅香氏が問題になったのは、義央付の家臣であった浅香氏が義央相続の正統性を義央へ忠言したことからであるが、最終的には義央退身呪唱との理由で牢舎となり、翌八年三月牢死した。内藤家文書「下野守様御隠退一件」によると、要するに相続をめぐり、義概・義央の不和が生じ、これに松賀氏に加わり三者鼎立という状態になったのであるが、松賀氏の権勢はここまできたといえる。

浅香氏一件は右のように藩主相続問題であるが、最後は天和二年二月、義央異母弟の義孝の家督相続が決定した。義央は引退して俳諧の道に入った。露沾と号し、西山宗因や北村季吟、そして松尾芭蕉等と交わり、当時の俳壇で著名な人物となった。享保一八年九月、磐城平で七九歳をもって死去した。

右の家督相続一件に続き、翌延宝八年二月には、「御小姓騒動」と称される事件が起きた。詳細は全く省略するが、要するに小姓の上司殺害と集団脱藩事件であるが、これも松賀氏と小姓頭の結託に対する反

松賀行動の一つである（『いわき市史』第二巻近世）。

このように、義概治世中の磐城平藩は騒動が続いた。前代の忠興治世による藩制の顕著な進展の反動の如く、義概治世は隆盛から後退へ一気に逆転した感がある。こうした中であって、延宝五年三月、義概は義央へ家訓二三条を与えたのであるが、その二年後の延宝七年に義概と義央、そして家臣たる松賀氏との間に家督相続問題が起きたのである。家訓を書いた義概、それを請た義央、この両者にとって家訓は脳裏に焼付いているはずである。それにもかかわらず、当事者の間が家訓とは全く反対方向に現実が進展したことは、単に歴史の皮肉であるなどの言葉ではいいつくせないものがある。

資料

義概白筆の①「義概家訓」の読みはむずかしいが、「藩史材料稿本」六所収家訓等を参考にしながら、かつての直接の関係者がどう理解したか、このへんを念頭に入れながら以下に①「義概家訓」をまとめた。

家訓

奉對

大君朝、自先祖聊無不忠、恠汝

義英、常思此意、銘心刻骨、假

令及世變、莫懷別心、而辱家

名、弥可抽丹忠一条々

(1)

一身者、父母之遺體、孝者百行

之本故、逆親輩於人倫、遠矣、宜

以順親為專、一兄弟連氣同胞、

宜恭兄愛弟事

(2)

一家賴加慈愛、可召仕之、經云、罪

疑則輕、死罪之疑者必止、斬

罪、令追放、自其輕科者、令閉

門、或以詞責之可也、搃而大小

臣僕、真實忠節之思入有之

樣相待可然事

(3)

一清平之御代、蔭襲家之奉

公者、參勤之期、及朔望、季八、佳

節之朝禮耳、右非大病大故、

則莫怠惰、不可及延引事

(4)

一入漆器黒、入丹器赤、人之善

惡在交友、不可馴近、耽遊樂、勸

酒色之人、可相接、正直篤實之

人、家臣之親疎、亦可為同

前事

(5)

一居城者、其國其堺目、為要害、

所被預下也、全非私之屋室、

然者、叨不成別墅山庄之飭、

城郭無破壞、常々堅固、可相

守事

(6)

一古賢訓子怙、以勤謹二字為

專要、夙興夜寐、可勵弓馬学

文、且研新家政、或儲客或成

賓、當計考從者之心、極為長坐、

不可到人定鐘、但祝賀燕會之時、可為人並、接人之法、可慇懃莫被慢、温和莫放埒事

(7)

一 牝鷄之晨家之禍也、外事不可告婦人、莫因內緣而賞、罰諸士、家老面々亦可心得此旨事

(8)

一 昔良臣詞云、木從繩則正、后從練則聖、須從忠練、敢莫引、不好者之例、取無道者之喻、拒塞練爭之路、進逆耳之言、人真謀主君之身、雖非氣合、強而可親近、順旨諂諛、專志己榮利、雖為氣合、強而可疎遠、是自古治法第一事

(9)

一 恩賞刑罰、兼士之進退用捨、政之大體也、家老用人之外、絕而

不可關知、若有非其職而妄言者、必不可為追放、又以一人之愛憎、不可枉法事

(10)

郡政之義、作別紙々条、家老用人江申渡之間、其方不可漫變亂、若於有可改替、右之役人寄合可僉議、凡僉議不殘心底、雖甚論諍、皆是主之為也、莫毛頭挾意趣、不可立一人之了簡事

(11)

一家老用人之面々、可盡心政法、下之評議相濟之後、様子委細告主人、可承其下知、主之意善則從、不善則千回萬返、可告正、不可惶主之怒、不助非道事

(12)

一 以文武之道、能教家之子、撰其才、依他人之口入、不可召置無

用之侶事

(13)

一領內漸々致貯米、可救水旱

之災、其他可儲軍用之藏金、

是亦治國忠上之先務也、可禁

無益之費事

(14)

一江戸上屋鋪者、

東照宮關東御草創之節、先主

家長直所令捍領之地也、其上

故將軍家入御及四度、最所為光

榮也、關東御繁昌之間者、必不可

移替事

(15)

一船遊者、非貴介公子之誘引乎、

一門尊宿之列坐乎、為自身叨

海川逍遙堅無用之事

(16)

一愚昧賤役之小人、利口多言之佞人、

必為好人之障、古今危國家者也、

宜遠之、凡居士之上者、非知人萬事

壞崩也、大抵孝弟者、本立故必忠

上、須賞美召使在家不順者、雖阿

權勢而一旦以善、終必不忠、須懲

戒事

(17)

一世祿七萬余石、嫡々可相守、莫減

一所一粒、某歸老之節、新田其外

有餘之田畠、不殘可禪其方、豈

有相違、汝讓嫡子之時、亦宜如

斯、若有庶子、別得官仕幸也、否

乃可致下臣、萬一無實子、可養

同姓之子、不可雖近然立他姓事

(18)

一國家以民人為至寶云、當撰進

善良而安民也、并某家持傳財

寶別冊目錄附與之条、非而人

民、勿叨失之、子々孫々家脉相統

之證可傳受、総而人之珍器重寶、

莫乞求之、但藥法草木之類各

別之事

(18) 一 婚姻之媒、口論之扱、停止之、若有不得已之義、制外之事

(20) 一 酒雖浹洽合飲物、然大酒放逸、古今衰家滅身之根柢也、是以長酒堅禁制之事

(21) 一 傀儡猿樂一切亂舞之者、酒宴遊興之梯也、且和漢共為賤、役之、不與士相列坐、則不可睦近狎語事

(22) 一 妓女頑童之戲、士之有志者、猶深戒之、矧大將乎、堅可禁止事

(23) 一 縱雖為立身、不義無禮僭上之働、其方勿論、子孫迄訓傳可禁斷事

右二十二條、敬可相守、始終惟一誓言、神祇、明鑑莫

背違、自昔以不改父之政

與父之臣為孝子、是乃孝

行忠節之道也、就中嗜文

武、肝要也、莫慢聖黷武、

尊經書、乃其教皆家訓也、

勿為雜學、志義勇、乃其働皆

忠順也、勿為暴虐、家老用人

近習之者、亦右之旨相心得、正己

守道、有子孫、此訓、可委

身練爭、若於不然者、貧、

媚時而陷主不義也、雖幸免、

然可為對某不忠之罪人者也

磐城太守藤義概

延寶五年三月吉日

回 印

内藤下野守殿